平成２３年（フ）第１８７号
川崎市川崎区大師河原２丁目４番11―602号　アルカディア多摩川
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
川崎市多摩区菅３丁目８番21号　ビューハイム多摩105
債務者　星野　由縁
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
川崎市多摩区長沢４丁目12番３―205号西長沢
債務者　古市　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
川崎市多摩区長沢４丁目12番３―205号西長沢
債務者　古市　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
川崎市麻生区片平３丁目５番２号　ハイツハヅミ203、前住所川崎市高津区末長1455番地関越ソフトウェア株式会社武蔵新城寮
債務者　名取　洋平
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
川崎市宮前区有馬９丁目５番19―204号梅澤穣次方、住民票上の住所横浜市鶴見区小野町37番地38
債務者　宇都口　遥
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
川崎市川崎区鋼管通２丁目10番15―502号　川崎ロイヤルマンション
債務者　西田　美菜
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
川崎市川崎区桜本１丁目６番９―204号　ハイラーク桜本、前住所川崎市川崎区浜町４丁目16番３号
債務者　丹羽　兼子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
川崎市中原区北谷町25番地　ヴィラ・ブライトンウッズ105
債務者　高野　若菜（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４１７号
東京都世田谷区千歳台１丁目10―２―102
債務者　守光　政信
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４１８号
東京都杉並区上高井戸１丁目９―13―202
債務者　内藤　智美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３２号
東京都町田市小山町3138―１―108
債務者　渡辺　慎吾
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４６４号
東京都新宿区北新宿３丁目29―６―103
債務者　山崎美智子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４７１号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目８―６
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部